

# 安曇野赤十字病院看護大学奨学金貸与規程

## (目的)

第1条 この規定は、看護大学において看護師、保健師、助産師（以下「看護師等」という。）の資格取得を目指す看護学生の修学に必要な資金の一部を奨学金として貸与し、優秀な看護学生の修学を支援することを目的とする。

## (貸与対象)

第2条 本奨学金は、看護大学に入学した学生の内、奨学金の貸与を希望する者で、かつ卒業後、当院に就業する意思がある者を貸付対象とする。

## (奨学金貸与者の人数)

第3条 奨学金貸与者（以下「奨学生」という。）は、毎年若干名とする。

## (奨学金貸与期間)

第4条 奨学金の貸与期間は、正規の修学期間（4年間）または、奨学金の貸与が決定された日の属する月から看護大学を卒業する日の属する月までとする。ただし、やむを得ない事由（病気、家庭の事情等）でも休学、留年等がある場合、その期間中は奨学金を貸与しない。

## (奨学金の貸与額等)

第5条 奨学金の額は、月額50,000円を上限とし、毎月貸与するものとする。

## (貸与申請)

第6条 奨学生になろうとする者は、貸与申請書（様式1）1部、返済計画書（様式2）1部を院長に提出して、奨学金の貸与申請をするものとする。

- 2 貸与申請に際しては、連帯保証人2人を立てなければならない。
- 3 連帯保証人は、本規程及び貸与申請書並びに返済計画書に基づき奨学生が負う一切の金銭債務を連帯保証する。
- 4 第2項の連帯保証人は、独立の生計を営む身元確実な者とし、その一人は本人の親権者、父母またはこれに代わる者とする。

## (奨学金貸与の決定)

第7条 院長は、前条の申請に基づき、審査の上奨学生、貸与金額を決定し、決定後は奨学金貸与決定を通知する。

## (口座の指定等)

第8条 奨学金の支給が決定された奨学生は、奨学金の振込みのための本人名義の銀行口座を指定し、様式3により院長に届け出るものとする。

(奨学金の返済)

第9条 奨学生は、原則として卒業後5年以内に、返済計画書に基づき、貸与した奨学金を全額返済しなければならない。但し、院長は、奨学生に特別な事情がある場合は、返済期限を延長することができる。

- 2 返済計画の実行を期するため、具体的な返済の額及び方法等については、返済の義務が生じたときから3ヶ月以内（又は速やか）に、院長と奨学生が相互確認するものとする。
- 3 奨学生が、次の各号の一に該当するときは、院長は貸与を打切り又は停止するものとし、奨学生は既に貸与した奨学金を、全額返済しなければならない。この場合は、返済計画書にかかわらず具体的な返済の時期及び方法を院長と奨学生が協議して定めるものとする。
  - (1) 自己の都合により奨学生を辞退したとき。
  - (2) 自己の都合又は病気等により退学したとき。
  - (3) 学則の定めにより退学を命ぜられたとき。
  - (4) 就学成績不良により留年したとき。
  - (5) 学業途中において、奨学生として適性を欠き、奨学生としてふさわしくないと認められたとき。
- 4 奨学生が、就学中に死亡した場合、院長は奨学金貸与を打切る。この場合は、既に貸与した奨学金の返済については、院長と連帯保証人が協議して定める。

(利子)

第10条 奨学金の貸与に対し、利子は課さない。ただし、定められた返済が遅滞したときは、延滞利息を課するものとする。

- 2 延滞利率については、別に定める。

(返済の免除)

第11条 奨学生が卒業後、別に定める条件に該当した場合は、院長は奨学金の一部又は全額の返済を免除することができる。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、奨学金の貸与について必要な事項は別に定める。

(附則)

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

この規程の一部改正については、平成19年4月1日から施行する。

この規程の一部改正については、平成20年4月1日から施行する。

この規程の一部改正については、平成20年12月1日から施行し、平成21年度入学生から適用する。

この規程の一部改正については、平成23年4月1日から施行し、平成23年度入学生から適用する。

この規程の一部改正については、平成28年4月1日から施行し、平成28年4月現在の奨学金生全員に適用する。

## 安曇野赤十字病院看護大学奨学金貸与規程細則

安曇野赤十字病院看護大学奨学金貸与規程に基づき、次のとおり必要事項について細則を定める。

(対象者の就労希望の確認)

第 1 院長は、労働基準法に定める就労者の就労先の選択権利を尊重する必要があることから、卒業見込時において、奨学生に対し本院への就労希望の有無を確認する。

(延滞利息の利率)

第 2 規程第 10 条第 2 項に定める、延滞利息については、当該返還すべき日の翌日から返還日までの期間の日数に応じ、返還すべき額 100 円につき年 5%の割合で計算した額を徴収するものとする。

(奨学金の返済免除の要件と免除額)

第 3 規程第 11 条に定める、卒業後における返済免除は、「卒業後直ちに（又は、1 年以内に）看護師、助産師、保健師の資格を取得し、本院に一定期間以上就業した場合又は院長の指定する施設に一定期間以上就業した場合に適用する」こととし、その要件と免除額は次の通りとする。

- (1) 4 年間勤務した場合若しくは 4 年未満であって就業中に死亡した場合は、貸与総額の全額
- (2) 3 年以上 4 年未満勤務した場合は、貸与総額の 4 分の 3 額
- (3) 2 年以上 3 年未満勤務した場合は、貸与総額の 4 分の 2 額
- (4) 1 年以上 2 年未満勤務した場合は、貸与総額の 4 分の 1 額
- (5) 上記の定めにかかわらず、必要な就業期間中に休職等勤務できない状況に至った場合は、その状況が真に止むを得ない事情と認められかつ継続勤務の意思がある場合は、院長と奨学生が真摯に協議し、返済額及び返済方法を決定することとする。
- (6) 必要な就業期間の満了前に退職する場合は、本条第 1 項 1 号～4 号の定めに従って、貸与総額の残金を一括して返済することとする。

2 前項の適用を受ける場合は、対象者は就業が決定した後、別紙様式 4 の奨学金返済免除申請書を院長に提出する。院長は、同申請を審査し、返済免除の諾否を対象者に通知する。

3 前項の適用を受け、必要な期間就業した者は、別紙様式 5 の奨学金免除確認書を院長に提出する。

(附則)

この規程は、平成 20 年 12 月 1 日より施行し、平成 21 年度入学生から適用する。

この規程は、平成 28 年 7 月 1 日に変更し、平成 28 年 4 月 1 日に遡及して施行する。

様式 1

年 月 日

## 奨学金貸与申請書

安曇野赤十字病院  
院 長 様

私は、この度、看護大学に入学を許可されました。

つきましては、安曇野赤十字病院看護大学奨学金貸与規程の各条項を了解し、貴院から奨学金貸与を受けたいので、同規程第 6 条により保証人連名の上、別紙返済計画書を添え、次の通り申請します。

申請者氏名（ふりがな） \_\_\_\_\_ ⑩

申請者生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日（ \_\_\_\_\_ 歳）

申請者住所 \_\_\_\_\_

電話（自宅・携帯） \_\_\_\_\_

貸与希望月額 \_\_\_\_\_ 円

貸与希望期間 \_\_\_\_\_

連帯保証人 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

氏名（ふりがな） \_\_\_\_\_ ⑩

申請者との続柄 \_\_\_\_\_

電話（自宅・携帯） \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

氏名（ふりがな） \_\_\_\_\_ ⑩

申請者との続柄 \_\_\_\_\_

電話（自宅・携帯） \_\_\_\_\_

